

ご存知ですか？

(令和元年7月版)

～労働基準法の適用について～

農漁業において労働者を雇う場合は労働基準法が適用されます。適用される規定は、農漁業だけ営む場合と6次産業化の場合で異なる場合がありますので、注意が必要です。

(働き方改革関連法の施行により、2019年4月から、順次新たな規制が導入。)

- 労働者を雇い入れる場合は、個人経営であれ法人経営であれ、労働基準法の適用を受けることになります。
- ただし、農漁業は、その性質上天候等の自然条件に左右されることから、農漁業だけを営む場合は、労働時間、休憩、休日に関する規定は適用されません(労働基準法第41条第1号)。
- 一方で、加工・販売などにも取り組む場合は、労働時間等の規定が適用される場合があります。

★ 休日

従来からの規定

農漁業

- ✓業種が農漁業であっても、常時10人以上雇用する場合は就業規則に休日について定める必要があります。
- ✓農業では、例えば、農閑期に集中的に休日を与えるということも可能です。

従来からの規定

農漁業以外の業種

- ✓労働基準法上、農漁業以外の業種に該当する場合には、休日は、毎週少なくとも1回与える必要があります。
- ✓例外として、4週間を通じて4日以上与える方法も可能です。

★ 年次有給休暇の時季指定

農漁業

農漁業以外の業種

New!

- ✓2019年4月1日から、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

【詳細は厚生労働省HPをご参照ください。】
⇒厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html



ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお気軽にご相談ください。(相談窓口につきましては、3、4ページをご参照ください。)

★ 始業・終業時間、休憩時間、時間外労働の上限規制

農漁業

従来からの規定

- ✓ 業種が農漁業であっても、**常時10人以上の労働者を雇用する場合は就業規則を定める必要があります**。この場合、就業規則には始業・終業の時刻、休憩時間について、業態に応じて定める必要があります。

従来からの規定

- ✓ 労働基準法上、農漁業以外の業種に該当する場合には、始業・終業の時刻を、**法定労働時間の1週40時間かつ1日8時間**（休憩時間を除く）**を超えないように定める必要があります**。
- ✓ 休憩時間については、**労働時間が1日6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、労働時間が1日8時間を超える場合は少なくとも1時間**を、労働時間の途中に与える必要があります。
- ✓ 時間外労働をさせる場合は、**時間外・休日労働に関する協定届**（36協定届）**を所轄の労働基準監督署に提出する必要があります**。

農漁業以外の業種

New!

- ✓ 2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）から、**時間外労働の上限規制**が導入されました。上限については、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

【詳細は厚生労働省HPをご参照ください。】
⇒厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html



働き方改革関連法の詳細は、厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



労働基準法の適用は、事業場ごとに判断されるので、特に6次産業化に取り組んでいる方は注意が必要です。

- 労働基準法の適用は、事業場ごとに主たる業務が何かにより業種が判断されます。
- 例えば、農業生産、加工、販売を行う農業法人の事業場の主たる業種が食品製造業と判断された場合、農業生産に従事している労働者にも労働時間等の規定が適用されます。（下図①）
- また、同一の経営主体で、事業場が複数箇所である場合は、事業場ごとに適用が異なる場合があります。例えば、農産物の販売を行っている事業場は商業として、農産物の加工等の業務を行う事業場は製造業として、それぞれ労働時間等の規定を含めて、労働基準法が適用されます。（下図②）

①同一事業場で複数の業務が混在する場合

従事労働者、労務管理等が一体

農産物の生産 農産物の加工 加工品と農産物の販売

労働者数、売上高等で主たる業務を判断します。主たる業務が農産物の生産であれば、労働時間等の規定は適用されませんが、主たる業務が加工、販売等であれば、労働時間等の規定は適用されます。

②同一の経営主体だが事業場が分かれている場合

農産物の生産 農産物の加工 加工品と農産物の販売

従事労働者、労務管理等が明確に区分され、組織上独立したものと認められる場合、それぞれ独立した事業場として取り扱います。
この場合、加工、販売を行う事業場には労働時間等の規定は適用されます。

※ ただし、加工品の販売の場所は独立しているが、労働者が少ないなどの場合には、本社事業場等と同一の事業場として取り扱われる場合があります。

労働時間等の規定が適用される事業場でも、食品加工など季節性のある業務については、収穫期のサイクルに合わせた形で、柔軟に勤務時間を設定することも可能です。活用方法や、ご不明な点等がございましたら、お近くの都道府県労働局（労働基準部 監督課）や労働基準監督署にお気軽にご相談ください。

▶ 検索ワード：都道府県労働局、労働基準監督署

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>










働き方改革関連法相談窓口のご案内

法律
の
窓口

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

<p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> 
<p>都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）</p>	<p>正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> 

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

<p>働き方改革 推進支援センター</p>	<p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</p> 
<p>産業保健総合支援センター</p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</p> 
<p>よろず支援拠点</p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/</p> 
<p>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</p>	<p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</p>   
<p>ハローワーク</p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> 

労働局（連絡先：_____）



<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

課題解決の支援